

「東中本小学校 安全安心ルール」

生活指導部

〈基本的な考え方〉

○学校安全ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるように促すことを目的として作成したもの。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることのできる、「より良い社会(学校)」を目指しています。

○第1～3段階の基本となるものは『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校つくりのために』の「児童・生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

基本的な約束ごと	・ルールを守る　・人に親切にする　・嘘をつかない　・勉強する				
	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行う対応例
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視をする ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する	・物を大切にしない ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする。 ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり 言ったりする	・からかう、ひやかす ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる	・自分の机等に落書きする。	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害する ・テストのじやまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせ ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり 言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか るなどの暴力をふるう	・学校のものをこわす	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センターなど)と連携し、学校内で指導を行う
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、 学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する				

〈留意点〉

- ・学校は児童ひとりひとりの状況等もふまえ、対応について判断します。
- ・「学校等が行う対応例」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。